

令和元年度 第4回「はばたきプラン21」推進会議 会議録

日 時 令和2年2月6日（木）10時～

場 所 台東区役所 4階 庁議室

出席者 平沢会長、皆川副会長、三枝委員、遠藤委員、根岸委員、
牧田委員、中村委員、小嶋委員、佐藤陽子委員
事務局：佐藤総務部長、清水人権・男女共同参画課長、近藤人権・男女共同参画
課担当係長、福田人権・男女共同参画課担当係長、古川男女平等推進プラザ長、
今関男女平等推進プラザ主事

（午前10時00分 開会）

1 開会

平沢会長 今日は傍聴希望の方はいらっしゃいませんか。それでは会議を始めたいと思います。本日は大きく2つの内容がございます。1点は既に皆様方のお手元に、郵送で届けられた男女平等推進行動計画（案）を確定するという事で、事前にご意見を頂戴したところでございますが、それらを含めてよろしくお願いたします。

部長 おはようございます。今日4回目ということで、台東区男女平等推進行動計画の区としての最終案を出しておりますので、活発なご議論をいただければと思います。よろしくお願いたします。

2 議事

平沢会長 それでは会議を開始いたしますが、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○前回会議議事録要旨の確認

○配布資料の確認

○出席委員の確認

平沢会長 ありがとうございます。それでは議事に入っていきます。はじめ

に「台東区男女平等推進行動計画はばたきプラン21」の新しい行動計画についてご説明
お願いいたします。

事務局（福田人権・男女共同参画課担当係長） これまでの経緯について、簡単にご報告いたします。昨年10月開催の、第2回はばたきプラン21推進会議にてご意見を頂戴しました、本計画の中間のまとめにつきましては、12月の区議会への報告を経て、12月17日から1月9日の期間でパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは5名の区民の方から、計44件のご意見をいただきました。また、パブリックコメント期間中に本推進会議の委員の方からも、計21件のご意見を頂戴しております。パブリックコメント終了後、事務局において区民の皆様、推進会議の委員の皆様、及び区議会からいただいたご意見を踏まえ、中間のまとめに修正を加え、計画案として取りまとめ、1月24日に皆様に事前送付をさせていただいているものでございます。今回の事前送付につきましては、こちらの勝手な依頼にも関わらず、非常に短期間の中で内容をご確認いただき、誠にありがとうございました。また皆様にそういった意味では大変ご負担をおかけしたことを、お詫び申し上げます。なお、1月24日に送付した案につきましても、いくつかご指摘等を頂戴しておりまして、本日机上で配布させていただいております計画案は、ご指摘に関する修正や、事務局による最終的な文言調整等を行ったものでございます。これからは本日机上に置かせていただいた計画案にて、中間のまとめからの主な変更点について、ご説明をさせていただきます。

はじめに第1章の「計画の基本的考え方」の変更点についてご説明いたします。3ページから6ページにかけて、計画策定の背景として国際的な動き、国の動き、東京都の動きを記載しておりますが、この記載につきましては昨年4月に本推進会議からいただいた答申の内容の一部を抜粋して掲載しているものです。この点についてパブリックコメント及び推進会議の委員から、中間のまとめには掲載されていないが、掲載すべき重要な事項があるのではないかとのご意見を複数頂戴しております。そこでご意見を踏まえ、答申の記載を何点か追記しております。（1）「国際的な動き」のところでは、上から9行目の「昭和54年」から始まる文章の後ろに、「昭和57年には女子差別撤廃委員会が設置され、各国の条約の履行状況について、定期的に審査が行われています」と追加しております。更にその次の段落の北京会議のところ、カッコ書きで（第4回世界女性会議）を追記しております。更に同じ段落の次の行、「北京行動綱領」に関する記述がございましたが、

そこに「ジェンダー平等を達成するため」という文言を追記しております。また、下から2つ目の段落「また、同年に開催された」から始まる段落では、「持続可能な開発目標」(SDGs)に関する記述をしておりますが、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ること」という目標5の説明の他に、SDGsの実現においては「ジェンダー主流化」が不可欠であるとされている点について追記をしております。次に(2)「国の動き」についての変更点ですが、中間のまとめでは答申の記載内容のうち、平成21年の男女共同参画社会基本法の制定以降の動向について記載していたところですが、国内の動きについても、国連の動きに連動してきたことを考慮し、答申と同様に基本法制定以前についても記載すべき、との意見をいただいております。その点を踏まえまして、修正案では答申の通り、第二次世界大戦後からの動向を記載しております。具体的には4ページの冒頭、「第二次世界大戦後の日本では」から3分の2程度進んだところ「『北京行動綱領』のいう『ナショナル・マシーナリー』（国内本部機構）が整備されました。」までを追記しております。続きまして(3)「東京都の動き」についてですが、こちら冒頭の「東京都は、昭和51年に」から始まる1文と、最後の「なお、都内では」から始まる同性パートナーシップ制度の状況について、こちらの内容を答申から復活させる形で追記をしております。また、直近の出来事としまして、後ろから2段落目のところ、「令和元年12月には、条例に基づく計画として『東京都性自認及び性的指向に関する基本計画』を策定しました。』を新たに追記しております。計画策定の背景についての変更点は以上となります。続きまして5ページの下の方に、メモとして「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」GGGIに関する説明と、日本の状況についての説明を追加しております。こちらはパブリックコメントで、答申で記載されている現状認識に関する記載のうち、GGGIに関するもの等は計画に載せるべきとのご意見がありまして、追加しております。5「SDGsとの関係について」ですが、ここではSDGsと本計画との関係について、新規で項目建てをしたものでございます。SDGsについては、先程説明しました、2「計画策定の背景」(1)「国際的な動き」のところにも記載をしておりますが、ここではSDGsを達成するための、日本としての国の取組みの状況について触れるとともに、本計画においても着実な推進を図ることで、SDGsの達成につなげていく、という旨を記載しております。以上が第1章「計画の基本的考え方」についての修正点となります。

続きまして第2章「計画の内容」の変更点についてご説明をさせていただきます。9

ページの、真ん中にある計画の基本理念をご覧ください。区が平成30年に策定した基本構想に掲げる将来像を踏まえ、本計画の基本理念を「多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現」としてありますが、「『多様性を認め合い』」という点を、計画の中身にも反映させるべきではないか」とのご意見をいただいております。そこで、ご意見を踏まえて何点か修正を行っております。24ページの施策(1)「男女平等意識の形成」の「現状と課題」の下から4行目「また、男女平等意識は、その時代の社会の枠組や置かれている環境などの影響を受けながら、成長の過程で徐々に形成されていくものであり、」の後ろに「性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を尊重しあえるよう」という文言を加えております。他にも多様性の内容を反映させるため、このような修正をしているところがございます。26ページの「取組の方向性」の③「教育における男女平等意識の形成に向けた取組」の文章も、同様の修正をしております。頭に「性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を高める教育を行う」というのを記載しております。27ページ事業番号100「男女平等参画推進講座」の事業内容の文章の冒頭部分、その下の事業番号2「男女平等推進フォーラム」の事業内容の冒頭部分、こちらについても同様の修正を行っております。29ページ事業番号8「男女平等に関する教職員の研修」こちらも事業内容の冒頭部分について同様の修正をしております。続きまして77ページ「計画推進の基盤」(1)「男女平等参画の総合的推進」の「現状と課題」の2段落目、「また」以降をご覧ください。修正前は、「区は男女平等参画社会を実現する上で先導的な役割を果たすことが求められています。」としていたところを「区は、計画の基本理念である『多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現』に向けて、先導的な役割を果たすことが求められています。」と修正をし、基本理念を改めてこちらでも明示しております。30ページ施策(2)「意思決定過程への男女平等参画の推進」の「現状と課題」の下から4行目は、「そのためには、固定的な性別役割分担を基盤とした活動の在り方を見直すとともに」の部分を追記しております。この文言は答申に記載されていた部分でございますが、中間のまとめには記載がなかったため、入れるべきとのご意見を踏まえ、追記したものでございます。続きまして37ページ施策(4)「女性の就業・登用・起業の機会拡大」の「現状と課題」の第2段落、「働く場においては、高度経済成長期に形成されてきた固定的な役割分担や、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が依然として根付いており」の後に続く部分を、「女性にとって、家事や育児・介護と仕事の両立、就業継続を困難にする大き

な要因となっているとともに、男性にとっても家事や育児・介護への参画を阻害する要因となっています」と修正をしております。修正前の文章は、男性の話を先にして、女性の話が後という順番になっておりましたが、施策のタイトルが女性についてのものであることから、「女性についての話を先に論述すべき」とのご意見を踏まえ、このような修正をしたものでございます。続きまして同ページの下から6行目「台東区は、自営業者や中小企業・小規模企業が多いという特徴があり、家族従事者として働く女性の割合が、東京都の平均と比較して高いという点についても注視していく必要があります。」の一文を追記しております。こちらは「答申に記載されている、現状認識に関する記載を計画にも載せるべきだ」とのご意見をいただきまして、それを踏まえ、追加したものでございます。続きまして43ページ施策（5）「ワーク・ライフ・バランスの実現」でございます。

「現状と課題」の下から5行目「従業員のモチベーションアップ、離職率の低下、好業績従業員の定着、優秀な人材の確保、業績や企業価値の向上といったワーク・ライフ・バランスを推進することのメリット」を追記しております。修正前は「ワーク・ライフ・バランスを推進することのメリット」としていたところを、ご意見を踏まえ、答申の記載の通り、ワーク・ライフ・バランスを推進することのメリットの具体例を計画に記載したものでございます。続きまして48ページ（6）「子育て世代・介護者への支援」の「現状と課題」の下から7行目「現実には、介護の多くは、女性を中心に家族が担う実態があり」の後ろに「さらには、育児と介護という複数のケアが同時に生じている場合や、若年層が家族のケアを行っている場合もあります。」を、柔らかに追記しております。こちらにつきましては、「ダブルケアやヤングケアラーといった課題が表面化していることについての認識を記載すべき」とのご意見があり、それを踏まえ追記したものでございます。続きまして58ページ施策（7）「配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護」の事業番号49「配偶者暴力相談支援センターの運営」の事業内容3行目の「また」以降の文章について、「児童虐待とDVが重複して発生していることを踏まえ、子供の安全確保を最優先するため、関係機関との連携を図ります。」と修正をしております。「妻へのDV被害がある場合には、子どもがいわゆる面前DVの被害を受けている可能性が高いことから、DVが発生している家庭に子どもがいる場合は、関係機関との連携を図るべきであり、そのような記載にすべきでは」とのご意見をいただきまして、それを踏まえまして、国が発出している地方自治体向けの通知文の内容を参考に、文言を修正したものでございます。

事務局（人権・男女共同参画課長） 元の文章ですと、「児童虐待」とだけ書いてある

と、DVと児童虐待の関連性が区民の方から見て伝わりにくいということがあって。そこを丁寧に内閣府の男女平等の出している記載に変えさせていただいております。

事務局（福田人権・男女共同参画課担当係長） 62ページ施策（8）「あらゆる暴力の防止への取組」の「取組の方向性」③「若年層の性的搾取の防止に関する啓発」をご覧ください。こちらは「パネル展、ポスター、リーフレット」の後に「SNSなど、あらゆる広報媒体を活用して」という文言を追加しております。「スマートフォンやSNSに起因する事件が発生している状況においては、パネル展やポスターといった啓発だけでなく、インターネットを使った即時性のある方策を考える必要があるのではないか」とのご意見をいただいております、その意見を踏まえ、「SNS」を追加したものでございます。

70ページ施策（10）「困難を抱える方への支援の充実」の「現状と課題」は冒頭部分について修正をしております。「誰もが自分らしく生きられるための社会を実現するためには、高齢であることや障害があること、外国人であることなどにより社会的な困難に陥りやすい人々への支援の充実が不可欠です。」その後ろに、「女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があります」の一文を追加しております。これは「男女平等参画の実現という観点から、困難を抱える方々についての施策を掲げる際に重要な点は、高齢者であること、障害があることなどの困難状況に、女性であること、が加わることにより、複合的な困難が生じるということに言及する必要がある」とのご意見を踏まえて、追加したものでございます。続きまして71ページの「取組の方向性」④「性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備」ですが、文章の2段落目、「また」以降「同性とパートナー関係であることにより直面する困難など、性的指向・性自認を理由とする社会的な困難を解消するための支援について検討します」と修正しております。修正前は「同性パートナーであることによる困難など、性的指向・性自認を理由とする困難」としていたところですが、「『同性パートナーであることによる困難』という表現には違和感がある」というご意見を複数の方からいただいております。同性パートナーであることそのものが困難と受け取られてしまう可能性があると判断したため、「同性とパートナー関係であることにより、直面する困難」と修正し、更に「性的指向・性自認を理由とする困難」の部分を「性的指向・性自認を理由とする社会的な困難」という形に修正をしております。続きまして76ページ一番下の事業番号86「性的指向・性自認を理由とする社会的な困難の解消に向けた取組」は、タイトルの部分に「社会的な困難」という形で追記しております。それから、事業内容につきましても、先程の説

明と同様の主旨で修正をしております。事業番号84「性の多様性に関する理解の促進」の事業内容の2行目の後ろの「また」以降のところは、「職員だけではなく、教職員も対象にすべきではないか」とのご意見をいただきまして、それを踏まえ、「職員や教職員に対しても」という形に修正を行い、また所管課につきましても、人権・男女共同参画課に加え、人事課と教育委員会の指導課を追加しております。雑駁な説明で恐縮ですが、主な修正点につきましては以上でございます。これ以外に、全体の表記の統一や、文言調整等をさせていただいております。私からの説明は以上でございます。

平沢会長 ありがとうございます。委員の方から頂戴したたくさんのご意見を踏まえて作成していただきました。台東区男女平等推進行動計画（案）は、皆川先生がご専門の立場で細かくチェックして下さったのでよく直されているという感じがいたします。事前配布があったとはいえ、今の説明を聞いて、何か意見があるようであれば伺いたいと思います。

皆川副会長 76ページの担当課に下線が入っています。

事務局（人権・男女共同参画課長） ご指摘ありがとうございます。

平沢会長 とても丁寧に見て下さいましたので私も安心しております。委員の皆様、よろしいでしょうか。これで確定ということにしたいと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） 計画案につきましては、この後、2月末に区議会にご報告をいたしまして、了承をいただいたのち、3月に実際の計画書の印刷・発行の手続きを進めて参ります。3月中には製本をいたしまして、皆様のお手元にお配りできるような形でご用意させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

平沢会長 ありがとうございます。それでは次に参りましょう。第4次台東区男女平等推進行動計画の進捗状況の評価です。

事務局（男女平等推進プラザ長） 前回の会議におきまして、皆様からご意見をいただいて、項目ごとにある「はばたきプラン21」推進会議による評価の部分につきまして、ご意見を反映させて修正をしております。こちら最終的には台東区男女平等推進基本条例第8条第3項の規定に基づきまして、公表を予定しております。今回皆様に最終的に確認していただきまして、この評価の欄を確定させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは確認のため、重点課題ごとに読み上げをさせていただきます。基本目標1、重点課題（1）「意思決定過程への男女平等参画の推進」に

ついでの評価です。「審議会等における女性委員の割合は、増加しているが、計画目標を達成しておらず、さらには女性委員が一人もない審議会も存在する。女性委員の比率を上げるためには、特定の職にある者を委員として指定する要件（充て職要件）の見直しや、公募委員の枠を拡大するなどの方法を検討し、関係機関に対して女性委員の推薦を積極的に働きかけていく必要がある。区役所における男女平等参画の推進については、引き続き、性別にかかわらず、能力の実証による任用を進めるとともに、職員に対し研修を充実させることが重要である。」以上です。続きまして重点課題（２）「社会・地域活動への男女平等参画の促進」についての評価です。「地域活動に参加している人の割合は前回調査時よりも減少しており、参加していない主な理由としては『仕事や家事で忙しい』『関心がない』の割合が高い。地域コミュニティ、ボランティア、趣味やスポーツなど、区民の自主的な地域活動への参加を促進するためには、既存の情報提供手段の見直しや、より参加しやすい仕組みづくりなどを検討することが重要である。また、地域活動においては、女性の視点や発想を積極的に取り入れることが不可欠である。女性が活動に参加するだけでなく、意思決定過程にも参画できるように引き続き推進されたい。」以上です。続きまして重点課題（３）「男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進」についてです。「女性の視点を取り入れた防災対策が行われていると感じる人の割合は目標に達しておらず、より一層の努力が必要である。地域防災会議など、防災・復興の意思決定の過程における女性の参画を促進するとともに、防災訓練などの機会を活用し、避難所等における固定的性別役割分担の解消を進めていくことが重要である。」基本目標１については以上になります。

平沢会長 基本目標１について３つの評価がありますが、これについて何かお気づきの点がございましたら、どうぞおっしゃってください。こちらの文言も随分慎重に整えて下さったようですね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 文章のパターンは全部同じように、現状と課題を論述してから、取組の方向性を書くという構成に統一させていただいております。

平沢会長 そういう意味では分かりやすくなっていますね。いかがでしょうか。

皆川副会長 重点課題（１）のところで、下から２行目に「性別にかかわらず、能力の実証による任用」と書いてありますが、能力の実証っていうのは、具体的に何を指すのでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 個人に対する能力の実証ですので、例えば採用に

あたっては採用試験の結果、面接、昇任にあたっては通常の勤務成績等のことを指します。その他本人の試験結果、論文など色々でございます。

平沢会長 根拠ということですね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 今現在職員の採用では、申し込みの時に性別欄の記載をしないことになっています。

皆川副会長 「性別にかかわらず」ということですね。その関連ですが、性別欄を記載する欄はなくても、男女の人数は分かる形になっていますか。

事務局（人権・男女共同参画課長） はい、そうです。

皆川副会長 統計がありますからね。

平沢会長 はい。ありがとうございます。では基本目標1について他になければ、次へいきたいと思えます。

事務局（男女平等推進プラザ長） 基本目標2「男女平等の意識をつくる」になります。重点課題（4）「男女平等参画の意識づくり」です。評価は「男女が『平等である』と思う人の割合は前回調査時よりも減少しており、引き続きの努力が必要であるが、『男女平等』に問題意識を持つ人が増加していると解することもできる。この機を捉え、インターネット、広報誌、講座、パンフレットなど、様々な方法により意識啓発を進めるとともに、時流に沿った講座テーマを設定するなど、効果的な啓発活動を進めることが重要である。」以上です。続きまして重点課題（5）「年代別の意識啓発の取組の推進」の評価です。「『男性は仕事、女性は家庭』という考え方を否定する人の割合は前回調査時よりも増加しており、固定的性別役割分担の意識の解消は進んでいるが、『日常生活の役割分担』という調査項目を参照すると『食事のしたく』や『洗濯』など、家事の負担が女性に集中していることが読み取れる。固定的性別役割分担を解消するための啓発活動について引き続き取り組むとともに、特に子供の意識啓発については、成長の過程において、関係機関と連携しながら男女平等を推進していくことが重要である。」以上です。続きまして重点課題（6）「男性への男女平等参画の取組みの推進」の評価です。「調査結果については重点課題（5）と同様の傾向であり、引き続き取り組むべき課題である。固定的性別役割分担を解消するため、長時間労働などの男性が置かれている状況やニーズを把握しながら、男性をターゲットとした啓発活動や講座などを通じて、男性の家庭生活への参画を積極的に推進することが重要である。」基本目標2については以上になります。

平沢会長 今の基本目標2について、ご質問・ご意見ございましたら、どうぞお願いい

たします。

皆川副会長 5ページの重点課題（4）の評価で「時流に沿った」という表現がありますが、「時期にかなった」または、「状況に応じた」と表現する方が良いかと思えます。

事務局（人権・男女共同参画課長） 「状況に応じた」を採用させていただきます。ありがとうございます。

三枝委員 9ページの重点課題（6）の評価で、「男性の家庭生活への参画」と書いてありますが、家庭生活へ参画するというのは違和感があります。特に修正をしてほしいということではないのですが、家事・育児力を高めることとのイメージが合わないです。

事務局（人権・男女共同参画課長） もっと柔らかい言い方がいいのかも知れないですね。

三枝委員 外から参画するようなイメージが良いかと思えます。

事務局（人権・男女共同参画課長） この場ですぐは思いつかないですが、主旨は分かりました。

皆川副会長 「参画」という言葉を使う場合は、「参加」と違いますよね。「参画」という場合は、意思決定をするという意味合いが含まれています。

事務局（人権・男女共同参画課長） 引き続きという継続性も含めてということですよ。

皆川副会長 男性は、家事・育児はやらないけれど、意思決定はしているみたいな話もあります。例えばお財布の紐だけ握っているとかですね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 本来やるべき家庭生活というところを、積極的に促すというような記載にしたいと思えます。

平沢会長 ありがとうございます。それでは事務局で修正をお願いいたします。では次へいきましょう。

事務局（男女平等推進プラザ長） 基本目標3「人権尊重の視点で男女平等をすすめる」、重点課題（7）「男女平等参画を阻害する暴力への取組みの促進」の評価です。「DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害経験がある人の割合は、前回調査よりも増加しており、身体的DVだけでなく、精神的・経済的DVの認知度が上昇していることが要因のひとつであると考えられる。引き続き、配偶者暴力相談支援センターを中心とした支援は重要である。近年の傾向として、児童虐待が重複して発生している可能性も考慮する必要があり、適切なリスク・アセスメントを実施するためにも、相談員の能力向上に

努めることが重要である。」以上です。続きまして重点課題（８）「生涯を通じた男女の健康支援」の評価です。「乳がん・子宮がん検診の受診率は増加傾向であり、引き続き、がん検診の勧奨や啓発活動に注力する必要がある。また、女性が人生の各ステージに対応した健康の維持・向上を図るためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を持ち、自ら適切に判断できるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立ち、支援していくことが重要である。」基本目標の３については以上になります。

平沢会長 基本目標３の２つの項目でございますが、いかがでしょうか。よろしければ次へいきましよう。

事務局（男女平等推進プラザ長） 基本目標４「男女平等参画への社会的支援を充実する」です。重点課題（９）「ワーク・ライフ・バランス実現のための支援」についての評価です。「仕事、家庭生活、個人の生活の調和がとれていると考える人の割合は、目標に満たないだけでなく、前回調査時よりも減少しており、より一層の努力が必要である。長時間労働や転勤が当然とされている『男性中心型労働慣行』の解消は、男女平等を進める上で重要な課題であり、ワーク・ライフ・バランスをより推進することで解消を図っていくことが重要である。企業のニーズや地域性を考慮しながら、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を中心とした積極的な支援を行うとともに、効果的な啓発活動についての検討が必要である。」以上です。続きまして重点課題（１０）「子育て世代への支援」の評価です。「子育てのための区の実施に関する満足度は、調査の廃止により達成状況を評価することが困難である。計画策定時に設定する指標は、計画の推進状況を適切にチェックしていくためにも、引き続き計測できる指標をセットすることが当然であり、次期計画の策定にあたっては、十分な検討を行うことが必要である。」以上です。続きまして重点課題（１１）「高齢者・介護者への支援」の評価です。「重点課題（１０）と同様に、福祉のための区の実施に関する満足度は、調査の廃止により達成状況を評価することが困難である。計画策定時に設定する指標は、計画の推進状況を適切にチェックしていくためにも、引き続き計測できる指標をセットすることが当然であり、次期計画の策定にあたっては、十分な検討を行うことが必要である。」基本目標４については以上になります。

平沢会長 今のご説明で、何かご質問、ご意見ございますか。

三枝委員 ２１ページの重点課題（１０）では、子育てのための区の実施に関する満足度の調査が廃止になったことによって、評価することが難しくなったので考慮する必

要があるということだと思いますが、「引き続き継続できる指標をセットすることが当然であり」という表現が分かりにくいと思います。

平沢会長 これは要するに、調査項目がなくなったということですね。

三枝委員 目標に掲げつつ調査の項目から漏れたので、目標に掲げたものは調査して、後追いでいくべきじゃないかという意見があつての記載だと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 3行目の「計画策定時に設定する指標は」というのを削除しまして、「計画の進捗状況を適切にチェックしていくためには、引き続き計測できる指標をセットすることが重要であり、次期計画の策定にあたっては」ではいかがでしょうか。

三枝委員 その方が分かりやすいと思います。「計測できる指標」という言葉が分からなかったのですが、これはどういう意味ですか。後追い調査含む指標ということですか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 定期的に数字の確認ができるという意味です。

三枝委員 それは、調査をするということですか。「計測できる指標」というのが分かりづらいです。

事務局（人権・男女共同参画課長） 我々が主語になってしまって、区役所が計測できる指標となっているので、分かりにくいのかと今気づきました。

平沢会長 主旨としては、こういう調査項目は廃止してはいけないのではという意味も含まれていますよね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 継続性については考えます。

皆川副会長 調査を廃止したために評価が困難だというのが1つと、指標として適切なものをセットするべきということですよ。計測可能な指標を探して、適切なものを選ぶという意味ですか。

三枝委員 調査可能性のある指標を設定して、それを調査していくというのがここに含まれている。

事務局（人権・男女共同参画課長） その通りです。単発では終わらないようなものです。

平沢会長 含んでいる中身が複雑なようですので、これは事務局で工夫してください。

事務局（人権・男女共同参画課長） 内容については少し考えます。いつも我々が気づきにくい視点をご指摘いただき、ありがとうございます。

皆川副会長 23ページの重点課題（11）も同じですよ。

事務局（人権・男女共同参画課長） はい、同様に修正を行います。

平沢会長 事務局お任せしますのでよろしくお願いします。

小嶋委員 18ページの重点課題（9）の最終行ですが、ここは目標数値に対して数字が下がっているということを踏まえると、最後の「啓発活動についての検討が必要である」というのは、文意として弱いのではないかと思いました。検討が必要だから弱く感じるのか、啓発活動がやはり意識を促進するという意味合いで、具体的な行動を伴わないイメージがあるからなのか、どちらかを変えるとすっきりするのかと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 単純に「検討を実施していく」に置き換えるといかがでしょうか。

小嶋委員 はい。行動を伴うようなイメージになるので良いと思います。

平沢会長 具体的な方策は今の段階では出ていないのですが、どういうものであるかイメージしながら実現できるような文言にしてください。これでよろしいでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 大丈夫です。この文章も同じように、事務局が主語になっているので直します。

皆川副会長 あと、効果的の前に「より」と入れて下さい。

平沢会長 「より効果的に」ですね。皆様方のご意見があると、なるほど私も思います。ありがとうございました。よろしいでしょうか。では次に参りましょう。

事務局（男女平等推進プラザ長） 基本目標5「プランを積極的にすすめる」です。重点課題（12）「男女平等参画の総合的推進」についての評価です。「台東区男女平等推進行動計画『はばたきプラン21』の認知度は、前回調査時よりも低下しており、より一層の努力が必要である。男女平等推進プラザを中心とした区の男女平等参画の取組みについて、あらゆる媒体を活用した広報活動に力を入れるとともに、全ての施策と事業をジェンダーの視点に立って行っていくため、人権・男女共同参画課を中心として、庁内での連携を強化していくことが重要である。」続きまして重点課題（13）「男女平等推進プラザにおける男女平等の推進」についての評価です。「男女平等意識啓発講演会参加者の満足度は、前年度と比較し大幅に上昇しており、女性作曲家の楽曲演奏を中心とした講演会が、参加者のニーズにマッチしていたと考えられる。引き続き区民のニーズを把握し、工夫をこらした講演会の実施に努められたい。また、男女平等推進プラザを中心とした啓発活動、相談事業、区民との協働体制、災害・復興時における支援などは引き続き重要な課題であるため、時代の変化によるニーズを把握しながら、より発展させていくことが重要

である。」続きまして重点課題（14）「国・東京都・企業・NPOとの連携」の評価です。「男女平等推進登録団体数は、前年度と比較すると減少しており、より一層の努力が必要である。登録することのメリットをPRするなど、引き続き積極的な支援を実施すること。また、国や都との役割分担において実施している支援については、適切な連携体制のもとで効果的な施策に努めるとともに、NPO等との協働体制について検討し、多角的な支援を実施していくことが重要である。」以上です。

平沢会長 ありがとうございます。項目としては3つございましたけれども、ご質問、ご意見はございますか。

皆川副会長 台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」の認知度が下がっているようですが、区に他にもこの種の計画がありますよね。その他の計画の認知度は調べていますか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 計画そのものの認知度を聞いているものは、あまりないかも知れませんが確認します。

皆川副会長 下がっていることが問題であるのは事実です。あと27ページの「NPO等との協働体制」ですが、「検討してください」ということを私たちが言うことになるので、具体的な検討は何かありますか。

事務局（男女平等推進プラザ長） 現在新しい計画において、若年層の性的搾取の問題が出ていますが、それについては意識啓発をしていくということで、計画に載せております。今そういう事業を実施しているNPO法人と、パネル展などの協力が出来ないかと相談をしているところです。

事務局（人権・男女共同参画課長） 「支援」というと、まだちょっとハードルが高いところもあります。まずは「啓発」でコラボレーションするところからやってみようという試みです。今回はパネル展のイベントをスタートする予定です。

皆川副会長 男女平等推進団体の登録数で、計画目標の増加となっておりますが、どう増やすのか、何か良い手立てはあるのですか。

事務局（男女平等推進プラザ長） 現在は少し増えて36団体になっております。登録団体については、2年ごとに登録の更新をしているので、昨年の9月末までが登録の期限で、10月1日から2年が新しい期限です。その時に毎回活動をあまりしていない団体は更新しないことになり、若干減ってしまいます。周知の方法といたしましては、毎年9月に男女平等推進フォーラムで登録団体のワークショップをやっておりますので、その時に

団体の紹介などをしながら皆様に団体の活動を知っていただくというのが、1つの方法だと考えております。ほかには、講座のワークショップで受講された方達で、いい雰囲気になっているグループに声掛けをしたりしていますが、残念ながら団体登録までには至ってはおられません。そういうことも始めているという状況です。

三枝委員 メリットというのは、どういうところにありますか。

事務局（男女平等推進プラザ長） 男女平等推進プラザにあるロッカーを登録されている団体は利用できます。会議室の優先予約は、通常は2か月前からになりますが、3か月前から予約できます。それから使用する料金が半額になります。男女平等推進プラザで開催しているフォーラムや、講座の共催事業に参加できるというのがメリットになっております。

皆川副会長 共催事業の主催者ということですね。

平沢会長 そういう団体を新たに作ろうという人達の相談はしていますか。

事務局（男女平等推進プラザ長） 新たに団体を作ろうというより、どちらかというと既に団体として活動されている方が、男女平等推進プラザの団体として登録をしたいという相談が来て、登録をするというのが現状です。

平沢会長 団体を作ってもらうように、区民意識を少し高めていくような講座はありますか。

事務局（男女平等推進プラザ長） そうですね。今年度実施した講座の中でも、団体登録についてお話をしてグループ作りをしようと思ったのですが、なかなか人数が集まらず、最終的には登録までに至らなかったです。継続した講座などを通して、同じ目的を持った方の仲間づくりについても、今後支援していければ良いと思っております。次回いつ集まるかという日程が合わなくて、調整するのが大変で盛り下がってしまったというのが実情でした。

皆川副会長 仙台で女性防災リーダー講座を行っていますが、募集をしたら仙台の市外からも人が大勢来ました。連続講座をして終わってからも、受講生の人達が自主的にグループ作って活動を始めたこともありました。社会教育的な手法としてグループを作ってもらうことはありますが、そういうことをしなくても、震災や何かがあって女性達が頑張らないといけない状況では、人が動いていくこともあるかと思えます。台東区も防災については課題が多いと思い以前にも申し上げましたが、文京区の町内会の自治会の女性会長が、大変心配されているのは、要支援の方など助けを必要とされている方が、どこに誰が住ん

でいるか分からないということです。台東区にも当然そのようなことがあるかと思しますので色々考えていただけるといいですね。

平沢会長 ありがとうございます。何が出来るかをいつも考えておいた方がいいですね。他にはございませんか。ではよろしければ、評価について修正をしていただいて、最終的な確認はどうされますか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 皆様からご意見いただいておりますので、事務局で所定の修正を加えたうえで、皆様へ一度お配りをしようと思っております。その際に回答期限を設けさせていただきますので、そのプロセスを経てから公表したいと考えております。日程調整してご連絡をさせていただきます。

平沢会長 そうですね。いくつかご指摘ありましたから、その方が丁寧でいいですね。この後の動きについては事務局にお任せしますのでよろしく願いいたします。以上で本日予定していた議事についてはこれで終了になります。男女平等推進プラザの実施状況について報告をお願いします。

事務局（男女平等推進プラザ長） それでは、議題3「台東区立男女平等推進プラザ実施状況について」、今年度の実施状況、これから実施します講座のご案内等をさせていただきます。資料1「男女平等推進プラザ事業実施状況一覧」、資料1-2が公募事業の一覧になっております。主に今年度新しくやったこと、これから実施するものなどをご紹介します。資料1についてはプラザの事業、講座等を実施した状況の一覧になっております。今年度は職員研修を行いまして、プラザ運営委員長の池谷先生から職員向けに、講座の企画方法についての研修を実施していただきました。その中では、他の自治体の事例なども含めながら、講座の理解を深めるためにはどうしたらいいのか、プラザの事業は講座に偏重していないか、講座以外にもっと重要なものがあるのではないか、それから学習するにあたっては、講座を聞くというだけではなく色々なものを見たり、書いたり、話したり、作ったりという感覚を使った活動が、主体的な学習に繋がっていくのではないか、というようなことをご指導いただきまして、今後講座を実施するにあたり、そういったご指導の内容を活かしてやっていきたいと思っております。

平沢会長 この職員研修というのは、男女平等推進プラザの職員のことですか。

事務局（男女平等推進プラザ長） はい。男女平等推進プラザの職員に対してです。それでは、これから実施する講座についてご紹介させていただきたいと思っております。

～講座チラシの紹介～

それからもう1点お配りしました資料1-2は、公募事業の一覧になっていますが、「区民学習活動支援事業」は男女平等推進プラザに登録している登録団体の皆様が主催、男女平等推進プラザが共催となり実施をしている講座です。こちらについては今年度4つ講座を実施いたしました。「地域のチカラ講座」は、台東区民の方が、自分自身が講師になる企画をご提案いただいて、選考会で選ばれた講座を今年度は3つ実施をしました。今後もこういった団体の皆様、区民の方と一緒に、様々な講座を実施して意識啓発をしていきたいと思っております。以上です。

平沢会長 今ご説明いただきました今年度実施したもの、これから実施するものがあるということですが、何かご質問ございますか。これから実施する事業の映画とトークイベントで上映する「女を修理する男」という映画の上映時間はどのくらいですか。

事務局（男女平等推進プラザ長） 2時間です。

平沢会長 結構長い時間ですね。

三枝委員 性暴力被害女性を治癒したノーベル平和賞受賞のデニ・ムクウェゲ医師の命がけの治療を追ったドキュメンタリー映画なのでもっと知られたらいい映画ですね。

平沢会長 他に何かございますか。ではもし何かございましたら、事務局へご相談していただき、先程の第4次台東区男女平等推進行動計画の進捗状況の評価については、修正したものを一度委員の方に見ていただいて、もう一度ご意見を頂戴する時間を少し取りたいと思います。運営の方は事務局にお任せいたします。以上でございます。

3 閉会

事務局（男女平等推進プラザ長） 次回については、5月下旬頃を予定しております。また日程等決まりましたら、皆様に開催通知を送らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

平沢会長 ありがとうございます。今年度はこれで終了です。来年度は5月頃開催予定ですので、どうかよろしくお願いいたします。本日は、これで終了したいと思います。どうもお疲れ様でございました。

(午前11時30分閉会)